

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和3年11月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	産業廃棄物管理責任者について
概要	東京都廃棄物条例では、産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、「産業廃棄物管理責任者」を選任することと規定されています。弊社支店でも産業廃棄物管理責任者の選任を行っていますが、選任の結果を都に報告していません。報告は必要でしょうか。
対応	<p>お問合せの「産業廃棄物管理責任者」は、事業場から排出される産業廃棄物の減量及び適正処理を図るため、東京都廃棄物条例第14条で選任が義務付けられています。条例には、選任の規定はありますが届出等の規定はありません。このため、都への選任に関する届出等の手続きは不要です。</p> <p>なお、公益財団法人東京都環境公社及び都では例年、排出事業者の方が排出事業者責任に関する知識や理解を深められるよう「産業廃棄物管理責任者講習会」を開催しています。実務に従事する方は、ぜひご参加ください。</p> <p>・ 産業廃棄物管理責任者講習会（東京都環境公社ホームページ内） https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/lecture/haishutsu</p>